

## 役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛里巣福社会（以下「当法人」という。）『定款』第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

また、『定款』第9条（評議員の報酬等）に従い、報酬等を支給することができる。

### (役員報酬等)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員・評議員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償する。

但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 役員会等に出席した場合の費用弁償 一回につき5,000円を支給する。
- 監事が監査を実施した場合の費用弁償 一回につき5,000円を支給する。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 この規程は、平成29年6月29日から施行する。

この規程は、平成31年3月26日から施行する。(評議員)